

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可の取り消し等
根拠条例・規則名		老人福祉法
条 項		第 19 条第 1 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課（電話：048-829-1265）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 27 日 条例第 55 号） ・さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 27 日 条例第 56 号） <p>上記の基準等が遵守できない場合に、施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止・廃止を命じ、又は認可を取り消す</p>
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 2 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		